

利用者の方へ

## くすりについて

オーレンプラザこどもセンター一時預かり室

お子さんの「くすり」は、本来は保護者が与えていただくものですが、緊急やむを得ない理由で保護者が投与できないときは、保護者と一時預かり保育者が話し合いのうえ、保護者に代わって与えます。

この場合は、下記のことについて留意していただくとともに、万全を期するため「投薬連絡票」に必要事項を記入し、「くすり」といっしょに一時預かり保育者に手渡ししてください。

### 記

- くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。
- 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、対応できません。
- 座薬の使用は、原則として行いません。
- 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、その判断ができませんので、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。
- 慢性の病気（気管支喘息、てんかん、糖尿病、アトピー性皮膚炎など）の日常における与薬や処置については、主治医の指示に従うとともに、相互の連携が必要です。
- 持参するくすりについて
  - ①医師からの具体的な指示書がある場合は、「投薬連絡票」に添付してください。
  - ②くすりは、1回分ずつに分けてください。
  - ③袋や容器にお子さんの名前を書いてください。
- その他  
必要に応じて、お子さんが〇日〇〇時から〇〇時までこどもセンター一時預かり室の利用をしていることを主治医に伝えてください。

## 投 薬 連 絡 票

提出日：令和 年 月 日

ふりがな こども氏名			(生年月日) 年 月 日
ふりがな 保護者名			連絡先： 電話：
主治医	【 】病院・医院		電話：
病名（症状）			
くすり	①処方	令和 年 月 日に処方された 日分のうちの本日分	
	②剤型	・粉包 ・液（シロップ） ・目薬 ・塗り薬 ・その他（ ）	
	③内容	・抗生物質 ・痰きり ・咳止め ・鼻水止め ・整腸剤 ・下痢止め	
		・風邪薬 ・その他（ ）	
	④使用時間	・食前 ・食後 ・食間 ・その他（ ）	
	⑥外用薬等の 使用法	目薬【・右目 ・左目 ・両目】 塗り薬【部位： その他（ ）】	
	⑦注意事項		
一時預かり室記載	与薬状況	月 日 午前・午後 時 分	投薬者名：